

大阪市規則第77号

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市印鑑条例施行規則（昭和49年大阪市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証)</p> <p>第6条 印鑑登録証（条例第6条第1項の印鑑登録証をいう。以下同じ。）の様式は、<u>第3号様式</u>によるものとする。</p>	<p>(印鑑登録証)</p> <p>第6条 印鑑登録証（条例第6条第1項の印鑑登録証をいう。以下同じ。）の様式は、<u>第3号様式又は第4号様式</u>によるものとする。</p>
<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 条例第6条第3項の規定による求めは、<u>第4号様式</u>による印鑑登録証交付申請書によつて行わなければならない。</p>	<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>2 条例第6条第3項の規定による求めは、<u>第5号様式</u>による印鑑登録証交付申請書によつて行わなければならない。</p>
<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、<u>第4号様式</u>による印鑑登録証再交付申請書によつて行わなければならない。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、<u>第5号様式</u>による印鑑登録証再交付申請書によつて行わなければならない。</p> <p>[2 同左]</p>
<p>(印章等の亡失の届出)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による印章又は印鑑登録証の亡失の届出は、<u>第4号様式</u>による印章・印鑑登録証亡失届によつて行わな</p>	<p>(印章等の亡失の届出)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による印章又は印鑑登録証の亡失の届出は、<u>第5号様式</u>による印章・印鑑登録証亡失届によつて行わな</p>

<p>なければならない。</p> <p>(登録廃止の申請)</p> <p>第10条 条例第11条の規定による登録廃止の申請は、<u>第4号様式</u>による印鑑登録廃止申請書によつて行わなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書の様式は、<u>第5号様式</u>又は<u>第6号様式</u>によるものとする。</p> <p>[削る]</p> <p><u>第3号様式</u> (第6条関係)</p> <p>[様式 別紙3 挿入]</p> <p><u>第4号様式</u>～<u>第6号様式</u> [略]</p>	<p>なければならない。</p> <p>(登録廃止の申請)</p> <p>第10条 条例第11条の規定による登録廃止の申請は、<u>第5号様式</u>による印鑑登録廃止申請書によつて行わなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書の様式は、<u>第6号様式</u>又は<u>第7号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第3号様式</u> (第6条関係)</p> <p>[様式 別紙1 挿入]</p> <p><u>第4号様式</u> (第6条関係)</p> <p>[様式 別紙2 挿入]</p> <p><u>第5号様式</u>～<u>第7号様式</u> [同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- この規則は、令和8年5月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の大阪市印鑑条例施行規則第3号様式及び第4号様式による印鑑登録証は、この規則による改正後の大阪市印鑑条例施行規則第3号様式による印鑑登録証とみなす。

[第3号様式 別紙1]

印鑑登録証

(表)

No.

印鑑登録証

大阪市 区長

大阪市 区長印


(裏)

- 1 印鑑登録証明書交付申請の際は必ずこの登録証を提示してください。登録印章を持参する必要はありません。
- 2 この登録証の提示をもって、本人又は代理人の行為とみなしますので、大切に保管してください。
- 3 この登録証を亡失されたときは、すみやかにその旨届け出てください。
- 4 この登録証が著しくき損または汚損したとき、登録印章を亡失または廃止されるときは、この登録証を添えて届け出てください。

[第4号様式 別紙2]

印鑑登録証（電子計算機処理用）

（表）

 印鑑登録証		
印鑑番号		大阪市 区長印
大阪市	区長	


（裏）

- 1 印鑑登録証明書交付申請の際は必ずこの登録証を提示してください。登録印章を持参する必要はありません。
- 2 この登録証の提示をもって、本人又は代理人の行為とみなしますので、大切に保管してください。
- 3 この登録証を亡失されたときは、すみやかにその旨届け出てください。
- 4 この登録証が著しくき損または汚損したとき、登録印章を亡失または廃止されるときは、この登録証を添えて届け出てください。

[第3号様式 別紙3]

印鑑登録証（電子計算機処理用）

（表）

 印鑑登録証 印鑑番号 大阪市 区長

（裏）

- 1 印鑑登録証明書交付申請の際は必ずこの登録証を提示してください。登録印章を持参する必要はありません。
- 2 この登録証の提示をもって、本人又は代理人の行為とみなしますので、大切に保管してください。
- 3 この登録証を亡失されたときは、速やかにその旨届け出てください。
- 4 この登録証が著しくき損若しくは汚損したとき、又は登録印章を亡失若しくは廃止されるときは、この登録証を添えて届け出てください。